

# 顧問弁護士契約とは！？

～ 弁護士吉岡毅とのストロング・パートナーシップを結ぶ ～

## 顧問弁護士契約へのお誘い

---

顧問弁護士契約（以下「顧問契約」）とは、一定額の顧問料で、無料の法律相談や日常的な法務アドバイス、受任事件の弁護士費用大幅割引サービス等を継続的に受けられる契約です。

顧問契約は、特定の顧問弁護士との間で強固なパートナーシップ契約を結ぶことにより、法的トラブルの予防と万一の場合の早期解決を図り、企業等の確実な成長と発展のための基盤を作るものです。

言わば「法律に関する総合保険」であり「顧問弁護士の法的サービスを受けるための“割引ファストパス”」なのです。

顧問契約と顧問弁護士についてよく知っていただき、具体的な活用イメージを持ってください。そして、皆様のニーズに合ったスタイルの顧問契約を選択、締結することにより、弁護士吉岡毅との間でストロング・パートナーシップを結びましょう！

皆様と一緒に笑いあえる充実した日々を楽しみにしております。

## 顧問契約のメリット

---

弁護士との顧問契約は、その活用の仕方次第で、ご契約者の皆様に様々なメリットをもたらします。特にこれからの成長を目指す企業・事業者の皆様にとっては、弁護士との顧問契約が今後一層、必要不可欠な条件になっていくはずです。

ここでは、弁護士吉岡毅が提供する顧問契約の主なメリットを、9項目に分類してご紹介します。

### ■ メリットその1 「無料法律相談」

弁護士との顧問契約の核となるのが、「**無料法律相談**」です。

顧問契約があれば（顧問弁護士がいれば）、少しでも気になったことは、**すぐに・気軽に・無料で・継続的な相談**ができます。その気軽さこそが、弁護士との強固なパートナーシップの基礎となり、トラブルの未然防止や早期解決に必ず役立つことになるのです。

### ■ メリットその2 「電話・電子メール等による相談と即時対応」

原則として顧問先の皆様に限り、**電話やメールでの法律相談**を受け付けています。面談によることなく責任ある回答を確保するためには、普段から皆様の状況を把握し、継続的で強固な信頼関係を構築しておく必要があるからです。

もちろん、「相談」と言えないようなちょっとした質問や、打ち合わせの日程予約などの事務連絡についても、事務所受付を通さず**直接弁護士とやり取りすることが可能**です。

### ■ メリットその3 「優先的な日程確保」

弁護士は、多数の事件を同時進行させているため、急な新件のご相談やご依頼等の対応に当てられる時間が、かなり限られています。

しかし、顧問契約があれば、面談によるご相談や打ち合わせについて、**弁護士の日程を優先的に確保**できます。

#### ■ メリットその4 「弁護士費用の大幅割引」

顧問契約があれば、実際に事件を依頼する場合の**弁護士費用（着手金や手数料等）**について、**大幅な割引**を受けることができます。

**具体的割引率は、最小10%～最大50%**ほどの範囲で、受任事件と顧問契約の種別や内容に応じて決定されます。

この割引率は、弁護士吉岡毅が、顧問契約による皆様との強固なパートナーシップの形成を特別に重視しているからこそできる、**他では見られない割引水準**です。

#### ■ メリットその5 「社員、ご家族、顧客等への無料相談の拡大」

顧問契約の種別や内容により、**無料相談等の対象事件・対象者の範囲を自由に選択**できます（利益相反を生じる場合を除く）。

たとえば、事業者の顧問契約の場合、経営等に関するご相談のみならず、経営者個人やそのご家族の個人的法律問題に関する事案も対象に含めることが可能です。また、無料相談の対象者を、経営者ご本人だけでなく、**会社の社員（従業員）やご家族の方**、さらには取引先や顧客の**皆様にまで広げる**こともできます。

#### ■ メリットその6 「致命的なトラブル・法的リスクの予防と回避」

突発的な法的紛争の発生は、企業経営・事業計画にとって取り返しのつかない大打撃（回復不可能な経済的損失）となります。しかも、社会の複雑化が進む中で、トラブルの発生確率は年々増加傾向にあると考えられます。

弁護士との顧問契約への**わずかな保険料（経費）**の投入により、**致命的となりかねない紛争やリスクを予め回避**するのが、これからの時代の賢い選択です。

## ■ メリットその7 「対外的信用・信頼の向上」

弁護士との顧問契約が次第に広がってきているとはいえ、実際に顧問弁護士を抱える会社・個人は、まだまだ少ないと言えます。

それゆえに、**対外的に顧問弁護士の存在を表示することができるだけで（表示権）、企業価値や対外的信用、事業の信頼性等が格段に高まります。**のみならず、万が一の法的紛争にも対応できるという強い安心感が皆様の積極的な経営戦略を裏から支え、それがまた顧客からの厚い信頼として跳ね返ってくることでしょう。

## ■ メリットその8 「セミナー・社内研修等の実施（講演・講師）」

弁護士吉岡毅は、各種の企業・団体・学校等で様々な講義や講演を行っています。

たとえば、**一般・顧客向けセミナーや契約者様の社内研修会の実施などで顧問弁護士が講師を引き受けることで、様々な講演企画を積極的に展開できます。**

## ■ メリットその9 「経営・投資戦略のフォロー，専門職人脈の拡大」

顧問弁護士からの法的アドバイスは、それ自体が経営戦略上の貴重な武器です。また、弁護士吉岡毅は、**企業及び個人向けに不動産や金融資産運用アドバイス等のファイナンシャル・プランニング（FP）業務も取り扱う数少ない弁護士の一人であり、皆様の必要に応じて、経営・投資戦略面での助言やフォローを受けることも可能です。**

加えて、時と場合に応じて、**弁護士独自の専門職人脈へのつながりを期待することもできます。**

## 顧問契約の種類と選び方

---

弁護士吉岡毅が標準的にご提供している顧問契約の種別は、次の**4種類**です。いずれも、**年間契約（割引あり）**と**月契約**が選択できます。皆様のニーズに合わせてお選びください。

### □ 総合型（オールラウンド・スタイル）

最も一般的な顧問契約の形です。**無制限の無料相談**、**電話・電子メールによる相談と対応**、**一定の時間外対応を含む最優先対応と予約権**、**弁護士費用の30%～最大50%にも及ぶ大幅割引**、**顧問弁護士の表示権**など、弁護士との顧問契約におけるすべてのメリットを、あますところなく享受できます。すべての方におすすめします。

### □ 基本契約型（コア・スタイル）

総合型よりも費用・経費を節約して門戸を広げつつ、**無制限の無料相談**、**電話・電子メールによる対応（法律相談を除く）**、**優先対応の予約権**、**弁護士費用の20%～最大30%の大幅割引**など、弁護士との顧問契約によるメリットの基本部分・核心部分を確実に押さえることができます。ベンチャー企業や小会社、総合型への移行前のお試し期間的なご利用等に適しています。

### □ 優先割引型（ファストパス・スタイル）

ご要望の声に対応して新設しました。法律相談は必要の生じた際に有料対応となりますが、**特にご相談のない期間中も最低限の固定費で顧問契約を維持でき**、**優先対応の予約権**、**弁護士費用の割引権（10%～最大20%、法律相談料も割引）**、**顧問弁護士の表示権**などが得られます。

### □ 自由選択型（オプショナル・スタイル）

ご予算の範囲で本当に必要なサービスを自由に選択できます。基本契約型と優先割引型の中間的なスタイルはもちろんのこと、定期的な出張相談や講演会の開催などの特別な内容を顧問契約に取り込むことにより、**総合型を超えるプレミアムな顧問サービスも設定可能です**。

顧問契約の種別 / 顧問契約のメリット	総合型 [オールラウンド・スタイル]	基本契約型 [コア・スタイル]	優先割引型 [ファストパス・スタイル]	自由選択型 [オプション・スタイル]
1 無料法律相談	月間（年間） 回数 無制限	月間（年間） 回数 無制限	なし （相談料割引は無制限に適用あり）	選択可 （月間・年間 回数の指定も 可能）
2 電話・電子メール 等による相談と即時 対応	無制限	簡易対応 （法律相談以 外）	なし	選択可
3 優先的な日程確保 （優先予約権）	最優先 （一定の時間 外対応を含む）	優先	優先	選択可
4 弁護士費用の大幅 割引 ※1, ※2	30% （最大50%）	20% （最大 30%）	10% （最大20%）	選択可
5 社員、ご家族、顧 客等への無料相談の 拡大	無制限 （取引先等を含 むご紹介案件全 部）	ご契約者様及 び親族・従業 員の方 （案件内容は 無制限）	なし （相談料割引 は無制限に適 用あり）	選択可
6 致命的なトラブ ル・法的リスクの予 防と回避	あり	あり	あり	あり
7 対外的信用・信頼 の向上（顧問弁護 士の表示権）	あり	あり	あり	あり
8 セミナー・社内研 修等の実施（講演・ 講師） ※3	あり	あり	あり	あり
9 経営・投資戦略の フォロー，専門職人 脈の拡大	あり	あり	あり	あり

※1 割引対象は、ご依頼事件の着手金又は手数料，法律相談料（無制限無料相談のない場合）に限ります。報酬金及び実費・日当は対象外です。

※2 弁護士報酬等基準に基づく最低着手金額を下回することは、原則としてできません。

※3 費用は、自由選択型で一定回数の講演実施を契約内容に含めた場合を除き、原則として別途ご相談になります。ただし、社内研修等一定の企画については、無料で対応させていただくこともあります。

## 契約種別ごとの顧問料

顧問契約にかかる弁護士費用（顧問料）は、顧問契約の種別、具体的な内容のほか、業種や事業規模等によって異なります。以下では、顧問契約の種別毎の顧問料算定基準及び標準的な顧問料額を表形式でご案内いたします。

ご契約者様ごとの具体的な金額は、ご相談時にお見積もりいたします。（顧問契約のお見積もりやご相談は、すべて無料です。）

なお、純粋な個人の方で顧問契約をご希望の場合、顧問料は、**おおむね会社・事業者基準の20%～40%程度**の金額とさせていただきます。

	総合型 [オールラウンド・ スタイル]	基本契約型 [コア・スタ イル]	優先割引型 [ファストパス・ スタイル]	自由選択型 [オプションル・ スタイル]
月額顧問料	3万円～10万円程度	1万円～3万円	3000円～1万円 ※4	5000円～
標準額	<b>3～5万円</b>	<b>2万円</b>	<b>5000円</b>	契約内容により異なる
年間契約割引 ※5	1ヶ月分無料	0.5ヶ月分 無料	なし	契約内容により異なる

※4 法律相談の際には、割引額による相談料がかかります。

※5 年間契約の場合、途中解約時のご返金はできません。

## お問い合わせ先 <顧問契約の相談・見積もり無料>

---

弁護士吉岡毅の顧問契約に関するお問い合わせ、ご相談、お見積もりは、すべて無料です。

お問い合わせは、下記の浦和法律事務所（048-833-4621）受付へのお電話、または、下記ホームページに設置されたお問い合わせ専用メールフォームからご連絡ください。

なお、本書面でご案内する「顧問契約」は、契約種別・サービス内容・料金その他すべてにわたって、弁護士吉岡毅だけがご提供できるものであり、事務所または他の弁護士には適用されませんので御注意ください。（「浦和法律事務所」との顧問契約は別途ご相談となります。）

— 創立昭和60年実績と信頼 —

### 浦和法律事務所

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目3番19号 新高砂ビル3階

TEL : 048-833-4621 (FAX : 048-833-6716)

電話受付時間：平日 午前9時～午後6時

◆ 『弁護士吉岡毅の法律夜話』 <http://www.bengonin.com/>

◇ 浦和法律事務所公式サイト <http://www.urawa-law.jp/>

#### …………… 弁護士 吉岡 毅 [Tsuoyoshi YOSHIOKA] ……………

早稲田大学法学部卒。2005年弁護士登録（埼玉弁護士会）。日弁連・刑事弁護センター事務局次長，同・国際人権問題委員会委員，埼玉弁護士会・刑弁センター副委員長等，役職多数。

顧問契約を基軸とした相続・不動産・金融資産運用等のFP分野で強い専門性を発揮するほか，家事事件（離婚等），民事事件（損害賠償請求等），経営法務等を総合的に取り扱う。また，ライフワークとして刑事事件（刑事弁護・犯罪被害者支援）を中心とした人権問題の研究と実践に取り組んでいる。

弁護士対象の研修会や各種企業・団体主催の講演会での講師，埼玉県内の小・中・高校での法教育授業など，講演・講師経験多数。

趣味は武術・格闘技。コーヒーと台湾を愛する甘党。